

平成26年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

1. 食の安全・安心確保基本方針などの見直しについて	1、(別添1)
2. 輸出支援組織の設立について	2、(別添2)
3. 国の農業政策の見直しを踏まえた対応について	3、(別添3)
4. 新しい米(水田農業)戦略について	8、(別添4)
5. 特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定について	10、(別添5)
6. みえ森と緑の県民税について	11、(別添6)
7. 水源地域の保全に関する取組について	13
8. イセエビの種苗生産研究の推進状況について	15、(別添7)
9. 漁師塾の取組状況について	17
10. 包括外部監査結果に対する対応について	19、(別添8) ① 平成25年度包括外部監査結果に対する対応方針について ② 平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果について
11. 各種審議会等の審議状況の報告について	21

(報告事項)

平成おかげ参りプロジェクトの実施状況について	… (別添9)
------------------------	---------

平成26年3月
農林水産部

1 食の安全・安心確保基本方針などの見直しについて

1 経緯

米穀の産地偽装、食材の不適正表示について、事業者より提出された改善報告書や県による立入検査の結果等から、事業者に、コンプライアンス意識の欠如、チェック体制の不備などがあり、発生の大きな要因になったことが明らかとなりました。

また、県の監視指導についても、国等との連携や調査の方法、事業者への法令に関する情報提供などが不十分であったと考えています。

県議会では、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会」において条例改正の検討が行われ、条例の一部改正案が上程されたところです。

県では、条例改正案を受けて、三重県食の安全・安心確保基本方針（以下「基本方針」という。）の見直し作業を進めるとともに、毎年度策定する三重県食の安全・安心確保行動計画（以下「行動計画」という。）の策定作業を行っています。

2 見直し内容の概要等

（1）基本方針

見直しにあたっては、条例改正案、及び有識者で構成される「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」（平成25年12月19日、平成26年1月28日開催）における意見等を踏まえ、検討を行っています。その主な内容は以下のとおりです。

① 条例改正案と合わせた表現の修正

（例：生産から販売 → 生産から加工・調理・販売）

② 「事業者のコンプライアンス意識向上への取組に対する支援」の明記

③ 「監視指導における国等との連携強化及び効果的な監視指導の実施」の明記

④ 事業者団体への情報提供の充実

（2）平成26年度行動計画

基本方針の見直しを踏まえ、平成26年度に新たに盛り込むことを検討している主な内容は以下のとおりです。

① 事業所内でのコンプライアンス研修会等の実施促進、講師派遣による研修会の開催支援

② 米穀監視指導員及び米穀コンプライアンス推進員の配置

③ 事業者団体に対する法令等の情報提供

④ 関係課による調査連携会議（仮称）の設置及び調査手法の検討、情報の共有

⑤ 監視指導強化月間の設定及び国等と連携した重点的な監視指導の実施

⑥ 重大事案が発生した場合の特別監視指導チームの編成

3 今後のスケジュール

「基本方針」、「平成26年度行動計画」については、3月24日開催予定の関係部局による「三重県食の安全・安心確保推進会議」を経て、決定する予定です。

2 輸出支援組織の設立について

1 現状（背景、課題）

(1) 背景

農林水産物・食品については、少子高齢化に伴い、国内市場の縮小が見込まれている一方で、海外においては、アジア諸国等における経済発展に伴い、倍増することが見込まれており、また世界的な日本食ブームの拡大で、日本食の海外での認知度も高まっていることから、輸出による需要拡大が期待されています。

このため、国では平成25年8月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定し、日本の輸出金額を現状の約5千億円から2020年までに1兆円の目標を掲げ、日本食文化の普及や日本農林水産物・食品輸出の取り組みを一体的に進めることとしています。

(2) 県における取組方針・課題

これらの状況を踏まえ、県においても世界における日本産食品に対する将来的な需要の拡大の機会を捉え、三重県農林水産物・食品の輸出を拡大し、「もうかる農林水産業」につなげていくことが必要です。

また平成25年6～7月に行った県内事業者への調査の結果では、農林水産物等の輸出に関心が高い事業者の割合が約7割を占めている一方で、輸出に関して事業者が抱える問題として、輸出ルート、手続きの煩雑さ、販路拡大の難しさ、言葉の壁、多額の輸出諸経費、検疫等の規制などが指摘されており、輸出を拡大していくためには、これら諸問題を解決することが必要です。

2 平成26年度の取組概要

(1) 輸出支援組織の設置

以上のような背景から、「みえ国際展開に関する基本方針」及び国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえ、生産者や食品事業者、各種団体、行政、さらには海外への輸出ルートを持つ商社などの関係者が一体となって県産品の輸出拡大に取り組む必要があり、このための組織として、「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（仮称）」を本年3月中に設置します。

(2) 協議会の取り組み

協議会では、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携して、①研修会及び相談会の開催、②海外における三重県物産展の開催、③国際見本市への出展、④バイヤー招へい等について取り組んでいきます。

(3) 専門部会の取り組み

品目別問題を解決するために専門部会を設置し、海外での三重県産ブランド牛肉や水産物の市場調査などの事業を実施していきます。

3 今後の方針

海外の販路開拓では、食文化の異なる国で受け入れられ、成果が得られるまでには一定の時間を要するため、中長期的な視点で取り組みを継続していきます。

3 国の農業政策の見直しを踏まえた対応について

平成26年度からの国の農業政策として、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大などの課題に対応し、担い手の確保・育成、経営規模の拡大など、農業の構造改革をさらに加速化させていくため、

- 1 担い手への農地の集積・集約化に向けた農地中間管理機構の制度化
- 2 経営所得安定対策と米政策の見直し
- 3 多面的機能の発揮と地域全体での農地維持を後押しする日本型直接支払制度の創設を柱とする見直しが行われました。

県では、これらの見直しに対応し、「もうかる農業」の実現につなげていくための基盤づくりを着実に進めてまいります。

1 農地中間管理機構による農地集積活動(別添3-1、3-2、3-3、3-4)

(1) 現状

① 農地中間管理機構設置に係る県の取組状況

農地中間管理機構については、本年度中の設置に向け、県域を対象とする農地保有合理化法人として、市町、JA等と連携して農地集積事業を行っている(公財)三重県農林水産支援センターを候補として、

- 1) 機構事業における重点推進事項
- 2) 組織体制と関係機関との連携
- 3) 借り受ける農地の選定や公平な貸付先決定の方法

など、運営手法について検討を進めています。

また、本年度中に国の補助金を受け入れ、三重県農地中間管理事業等推進基金に積み立てる手続きを進めているところです。

② 農地中間管理機構の執行体制にかかる検討状況

農地中間管理機構については、借り受けた農地が機構に滞留することのないよう、積極的に出し手のニーズと受け手の情報の把握に努める必要があります。

また、借受農地の確実な貸付に向けて、認定農業者の認定機関であり、「人・農地プラン」の作成主体でもある市町をはじめ、農業委員会、JA等関係機関と密接な連携・調整を行い、事業を推進する必要があります。

このため、候補としている(公財)三重県農林水産支援センターでは、現場対応として、県内を3ブロック程度に分け、班体制により地域担当窓口を明確にすることで、市町等関係機関と連携を密にして事業に取り組むこととしています。

現在、機構の指定申請(3月下旬)に向けて、組織体制、事業規程、事業計画、収支予算等の策定などの準備が進められているところです。

(2) 対応の方向

① 農地中間管理事業基本方針の策定と農地集積目標面積の設定

県は、「農地中間管理事業基本方針」を年度内に策定し、この方針のなかで、10年後(H35)の農地集積目標面積を設定する必要があります。

これまでの担い手への農地集積の推移を踏まえるとともに、今後の農地中間管理事業の効果等を見込み、設定することとしています。

【農地集積目標面積設定の考え方】

平成24年度末の本県の集積面積17,941haから、現状の農地集積支援事業に加え、農地中間管理事業を推進することにより、これまでの年度平均集積面積約840haの3倍程度を毎年度増加させ、10年後(平成35年度)には、集積面積を42,600ha、耕地面積を分母とする集積率を70%として、目標を設定する方向です。

② 農地集積の加速的な推進に向けた対応の方向

本県において、農地集積を加速的に推進していくためには、近年の農業従事者の減少や高齢化の状況を踏まえて、以下の課題に対して、農地中間管理機構の機能を活用し、対応していくことが重要と考えています。

ア 農地利用にかかる地域の合意形成の促進

農村地域では、土地持ち非農家の増加や後継者不足により、効率的な農業経営を実践するための計画的な農地利用計画の策定や基盤整備事業等の実施が難しい状況となっていることから、機構の参画を通じて、人・農地プランの作成など地域の合意形成を促進していきます。

イ 他の施策との密接な連携による多様な担い手の育成

多くの地域で、受け手となる担い手農家が不足していることから、集落営農組織の育成と法人化支援、新規就農希望者や企業等の農業参入支援の取組と機構の事業を連携させ、多様な担い手の育成を図っていきます。

ウ 集団的農地利用に向けた担い手農家間の調整

担い手農家が存在する地域においても、経営農地が点在し、効率的な経営が実現していない状況にあることから、借受農地の交換など機構による調整を通じ、集団的な農地利用を進めています。

エ 安心感のある農地の権利移動の仕組みづくりと管理体制の確立

機構にストックされる農地面積は年々増加し、受け手と出し手の双方から、さまざまな要望が出されることが予想されることから、きめ細かい対応ができる管理体制を構築していきます。

オ 茶、果樹等樹園地の農地集積への対応

本県の農地中間管理事業については、水田の集積が中心になると考えていますが、近年、荒廃した茶園や果樹園が増加している状況にあることから、樹園地を対象とした農地集積の仕組みづくりを機構の事業のなかで検討していきます。

2 経営所得安定対策と米政策の見直し（別添3－5）

（1）見直しの背景と主な内容

国における今般の見直しは、従来の経営所得安定対策には、一律の支払いなど農業の構造改革にそぐわない面があったこと、また、主食用米偏重ではなく、意欲ある農業者が、自らの経営判断により、需要のある作物を選択して生産する状況を実現する必要があることなどから、進められたものです。

① 経営所得安定対策の見直し

農業の構造改革を促進するため、米の直接支払交付金と米価変動補填交付金については、工程が明らかにされたうえで廃止されるとともに、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、一律の規模要件が外され、意欲ある農業者が参加できるようになります。

② 水田フル活用と米政策の見直し

水田のフル活用により、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択できるよう、水田活用の直接支払交付金について、麦、大豆等で交付金単価が維持されたほか、飼料用米と米粉用米で数量払いが導入されます。また、地域の水田フル活用ビジョンを推進するための産地交付金が創設されます。

また、米政策の見直しとして、米の需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備が進められます。

こうしたなか、定着状況をみながら、5年後（平成30年産から）を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととなりました。

※「水田フル活用ビジョン」とは、地域段階の協議会等で作成されるもので、水田を活用した地域の特色のある魅力的な产品的な産地を創造するための地域における作物振興の設計図となるものです。

（2）見直しへの対応

① 関係者への周知の徹底

見直しに係る国からの情報の収集に努めながら、農業者等への周知に取り組んでいます。

平成25年12月に開催した三重県農業再生協議会総会では、市町や農業関係団体等を対象に、政策の見直し概要について説明するとともに、本県における平成26年度の水田農業の推進に向けた取組方針を決定しました。

また、平成26年1月～3月には、市町段階に設置されている各地域農業再生協議会において、地域の農業者等に対し、政策の見直し内容や取組方針について説明が行われています。

今後も、制度の詳細に関する地域説明会などを適宜開催することで、農業者や関係団体などへの周知と情報共有を図ることとしており、三重県農業再生協議会を核に、関係機関が一体となって、見直された政策の推進に取り組んでまいります。

② 需要に応じた米、麦、大豆、新規需要米等の生産の推進

米、麦、大豆、加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米）等の水田活用作物について、見直された制度を現場の実態に応じて有効に活用しつつ、需要に応じた安定生産を推進していきます。

そのなかで、飼料用米については、多収性品種の選定や栽培方法の確立など生産面の課題に対応しつつ、地域の実状を踏まえたうえで、麦・大豆の栽培に適さない湿田や中山間地域の不作付地等において、作付けを推進していきます。

また、地域農業再生協議会において、特色のある「水田フル活用ビジョン」が作成され、5月末までに国に提出できるよう支援をしていきます。

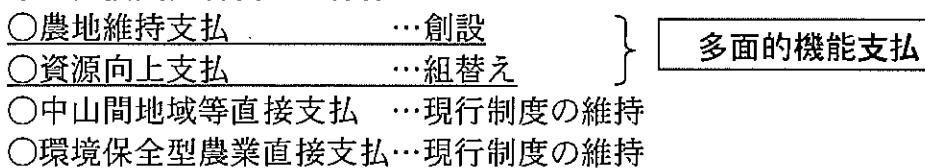
3 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設（別添3－6）

（1）背景

本県では、平成19年度から、国の農地・水保全管理支払交付金を活用した「農地・水・環境保全向上対策事業」により、地域の共同活動として行われる農地・農業用水・農道など資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組を支援してきました。

こうした地域の共同管理活動については、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しするものであることから、今般、国において、農地・水保全管理支払交付金制度が見直され、「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」が創設されることとなりました。

日本型直接支払制度の全体像



（2）多面的機能支払の概要

① 農地維持支払（創設）

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充などの基礎的保全活動や、担い手への農地集積などによる農村の構造変化に対応した集落体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動に対して支援を行います。

② 資源向上支払（現行の「農地・水保全管理支払」を組替え）

水路・農道・ため池の軽微な補修、農道・水路周辺への草花植栽による景観形成など地域資源の質的向上を図る共同活動や、水路・農道の老朽化部分の補修や更新など施設の長寿命化のための活動に対して支援を行います。

(3) 課題

多面的機能支払については、現行の「農地・水保全管理支払」と同様、国と地方が1対1の割合で負担する仕組み（国1/2、県1/4、市町1/4）となっています。

地方の負担について、現行の農地・水保全管理支払交付金と同様の財政措置が行われることになっていますが、農地維持支払は、農業振興地域農用地区域内の全農地を目標に取り組んでいくことから、地方負担の増大に対応していく必要があります。

また、活動組織や関係農業者団体等に対する制度の周知を進めていく必要があります。

(4) 今後の取組

今後、国とともに市町担当者説明会等を開催し、市町の理解を得たうえで、本取組の推進を図ってまいります。

また、活動組織や関係農業者団体等に対して説明会を開催し、制度の周知を進めることで、本取組の拡大につなげてまいります。

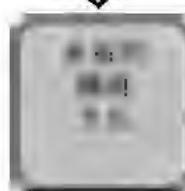
(参考) 支払単価（田の場合）

(単位：円/10a)



共同活動支援交付金(※)	向上活動支援交付金(施設の長寿命化)	計
4,400	4,400	※ 7,700

※長寿命化に併せて取り組む場合や、5年以上継続地区には75%単価を適用。



新設	組替え	計
(1) 農地維持支払	(2) 資源向上支払	(3) 資源向上支払(施設の長寿命化)
3,000	2,400	4,400

※(1)と(2)に併せて(3)に取り組む場合や、現行対策の5年以上継続地区は、(2)の75%単価を適用。

4 新しい米（水田農業）戦略について

1 新たな戦略策定の経緯

水田面積が耕地面積の3／4を占める三重県では、農業の活性化を進めるうえで水田農業の振興が大変重要となっています。

のことから、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき策定した基本計画・行動計画（以下「基本計画」という。）における水田農業振興の具体的なアクションプランとして、平成33年度を目標年度とする「新しい米（水田農業）戦略」（以下「米戦略」という。）を策定します。

2 新しい米戦略（案）の概要

米戦略は、基本計画の実現に向け、「需要につながる生産の最適化による『もうかる水田農業』の実現」をコンセプトとして、具体的な取組を3つの視点にたって、4つの方策に整理しています。

視点1 水田作物を売るための環境づくり

方策1 水田作物のマーケティング対策

- 水田作物のブランド力の向上
- 新たな販路開拓に向けた体制づくり
- 多様な需要を生み出すサプライチェーンの構築
- 6次産業化、農商工連携の推進
- 生産者自らが計画的に水田作物を選択できる体制づくり

視点2 生産力・収益力のある水田作物づくり

方策2 米・麦・大豆の生産性向上対策

- 三重県産米の品質向上対策
- 三重県産麦の収量向上等生産拡大対策
- 三重県産大豆の安定供給等生産拡大対策
- ITなど新たな技術を活用した低コスト・省力化栽培の推進
- 主要農産物種子の生産体制の強化

方策3 地域に適した作物の生産性向上対策

- ソバ、ナタネ、酒米等地域特産作物の安定生産対策
- 需要に応じた飼料用米等の安定生産対策

視点3 持続的に発展する水田農業基盤づくり

方策4 水田作物の持続的供給体制の確立対策

- 多様な担い手の育成及び法人化の推進
- 三重県型集落営農の推進
- 水田利用の効率化・高度化の推進
- 施設・基盤整備の計画的な推進

- 獣害に強い水田農業の推進
- 水田農業環境を守る農業の推進
- 人と自然にやさしい水田農業の推進

3 今後の取組

今後、米戦略を基本として、農業者や関係団体、関連事業者等と連携を図りながら、生産、加工、流通、販売にかかる様々な視点から取組を展開し、「もうかる水田農業」の実現をめざしていきます。

5 特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について

1 経緯

野生鳥獣による本県の農林水産被害額が、依然、高水準で推移していることに対応し、鳥獣保護法に基づき、これまでに策定したニホンジカ、イノシシの保護管理計画に加え、ニホンザルの保護管理計画を策定することにより、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を図ることとしています。

平成 25 年定例会 11 月定例月会議の環境生活農林水産常任委員会で中間案を説明させていただき、その後、県議会をはじめ、パブリックコメントや国との協議、市町への意見照会、公聴会等を通じていただいた意見等を踏まえ、今回、最終案として取りまとめました。

2 主な意見とその対応

主なご意見及びその対応方針案は、次のとおりです。なお、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を策定すること自体への反対意見はありませんでした。

ご意見	対応方針案
さらに高い目標を掲げるべき。（県議会、公聴会）	被害が深刻であること等から、みえ県民力ビジョンの目標数値及び実績値も踏まえて見直します。
計画策定後のモニタリングが重要で、県が主体となって進めるべき。（市町）	モニタリングにあたっては、市町と連携し、集落の協力を得ながら、県が実施する集落アンケート等により、生息状況、被害発生状況、被害防除実施状況、捕獲状況などを毎年調査します。 また、市町等と連携し、これらの調査結果等に基づき、計画を的確に推進していきたいと考えています。
地域実施計画に適切に反映できるよう、生息数等基礎データを県が把握し、市町等に提供すべき。（市町）	県は、集落アンケート等を実施し、把握した生息状況等の基礎データ等を市町に提供するとともに、農業研究所等とも連携して、市町の「地域実施計画」の策定を支援していきます。

(注) 「()」内は、ご意見をいただいた機関等。

3 最終案について

これらの意見等を踏まえ、「特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）（最終案）」を作成しました。（別添 5）

中間案から変更した主な点は、目標とする農作物の被害額を、1 億円未満（平成 24 年度被害額の約 80%）から 87 百万円以下（平成 24 年度被害額の約 70%）としたところです。

4 今後の対応方針

3月末までに三重県自然環境保全審議会の意見を聴いた後、策定、公表するとともに、平成 26 年度から、この計画に基づき、市町等との連携を強化しつつ、被害の減少に向けて取り組んでまいります。

6 みえ森と緑の県民税について

1 県民等への周知

(1) 平成25年4月～平成26年1月の取組状況

みえ森と緑の県民税の導入について県民の皆さんに知っていただくために、さまざまな方法で周知活動を展開しているところです。

平成25年11月～平成26年1月の主な取り組みとしては、三重交通株式会社路線バスへのバスマスク広告の掲出や伊勢新聞への広告掲載を実施しました。このほかに新たに作成した広報用CMを税の啓発活動時に活用するとともに、協力いただけた市町の行政チャンネルで放映をはじめています。

また、経済団体や市町の広報誌への記事掲載等について、これまでに73件のご協力をいただいており、このうち市町広報誌には、20市町で掲載いただいているいます。

(その他の取組)

説明会や会議等での説明 累計232回

イベント等での周知活動 累計215回

(2) 平成26年2月以降の取組

税導入直前の平成26年2月～3月には、新たに始まった県政によりデータ放送版2月号への記事掲載や県政により3月号での特集記事の掲載、県内主要駅（35駅）へのポスター掲示やケーブルテレビでの広報CMの放映（9局で各10回以上）、ラジオスポットCM（放送回数75回）を実施するなど周知活動を強化してまいります。

税導入後の平成26年4月以降についても、さらに幅広く県民の皆さんに税の理解を深めていただけるよう、新たに映画館でのCMを計画しています。このほかにも、引き続き県や市町の施設、コンビニエンスストア、主要駅等でのポスターの掲出、イベントでの広報、自動車税納税通知へのチラシの同封などを実施して、県民の皆さんへの周知を図ってまいります。

2 税を活用した事業の実施に向けて

(1) 県営「災害に強い森林づくり推進事業」

崩壊土砂流出危険地区に指定され、整備が急がれる溪流沿いの森林等において、土砂や流木の発生・流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備や治山施設等に異常堆積した土砂や流木の除去を進めています。

現在、事業予定箇所の予備調査と所有者の特定作業等を行っており、平成26年度から円滑に事業が進められるよう準備を進めているところです。

(2) 市町交付金事業

地域機関に設置した情報交換の場や個別相談を通して、市町で事業の具体化が進められており、基本配分枠活用事業について、里山や竹林の整備、人家裏の森林整備、森林環境教育、保育所等への木育用おもちゃの配付、公園や園庭の芝生化等、さまざまな取り組みが検討されています。

なお、特別配分枠活用事業については、申請のあった水源林の公有林化、小中学校への木製机・イスの導入、公共建築物等の木造化等について、交付見込額を7市町に12月末に通知しました。

3 第三者評価委員会の設置に向けて

みえ森と緑の県民税を活用して実施した事業の評価や制度の見直し等に関する調査審議いただく第三者による評価委員会を設置するため、本年6月定期会議に評価委員会設置条例案を提出する予定です。

評価委員会の委員は10名程度として、学識経験者、経済団体、森林・林業関係者等さまざまな分野から選任し、本年秋を目途に委員会を設置したいと考えています。

7 水源地域の保全に関する取組について

1 経緯

水源地域や水資源の保全を図るため、森林売買等をする際に事前届出を義務づける条例が、平成25年3月までに全国11道県において制定されています。

その後、平成25年12月に新潟県、徳島県においても同様の条例が制定され、その他2県で本年度中の条例制定に向けて準備を進めています。

2 市町への意向調査

本県においても、森林所有者の森林への関心の低下や開発等を目的とした森林売買等による水源地域の森林の荒廃が懸念される中、今後の本県の水源地域の保全に向けた取組の参考にするため、平成26年1月に、市町の意向を調査しました。

調査結果は、水源地域の保全を図る上で森林売買等に対して「現在、不安に感じている」が2市町、「現在はないが、将来への不安がある」が15市町、「不安は全くない」が10市町となりました。

また、その対策として「国に対して新たな法律を要望」が17市町、「現行の法律で対応」が11市町、「県に対して条例制定を要望」が8市町となりました。

3 今後の対応

市町の意向調査によると、県内市町の17市町は水源地域の保全を図る上で森林売買等について不安を感じており、また、23市町は国または県に対して対応を求めています。

このような状況も踏まえ、本県の水源地域の保全を図るため、条例の制定に向けて取り組んでまいります。

【参考1】他道県の条例制定状況

制定年度	条例制定した道県名
平成23年度	北海道、埼玉県
平成24年度	群馬県、茨城県、山梨県、岐阜県、長野県、山形県、福井県、石川県、富山県
平成25年度	徳島県、新潟県
検討中	宮崎県、秋田県
計	15

【参考2】市町への意向調査結果概要

(1) 貴市町の水源地域の森林を保全していく上で、森林売買等について不安がありますか。

回答	市町数	比率
① 現在、不安に感じている。	2	7%
② 現在はないが、将来への不安がある。	15	56%
③ 不安は全くない。	10	37%
計	27	100%

※木曾岬町、川越町は地域森林計画対象森林がないため、調査対象外としました。

(2) 今後、どのような対策が必要だと思いますか。

(複数回答)

回答	回答数
① 現行法令による規制の下、既存の保安林制度などを活用していくことで対応	11
② 国における森林保全のテーマであることから、国が法律で規制を強化	17
③ 森林が市町をまたがり分布していることから、県が森林や各市町の状況などを総合的に考慮して新たな条例を制定	8
④ 住民に直接、水を供給する役割を担っており、基礎的な自治体でもある市町が地域の状況を個別に判断して新たな条例を制定	2
⑤ 上記以外	2
計	40

※木曾岬町、川越町は地域森林計画対象森林がないため、調査対象外としました。

8 イセエビの種苗生産研究の推進状況について

1 現 状

本県においてイセエビは、鳥羽市以南の沿岸で、主に刺し網によって漁獲され、平成24年の漁獲量は243トンで、全国漁獲量1,215トンの2割を占め、全国1位になっています（別添7 図1）。

イセエビ資源の保護培養のため、県では、漁業調整規則で禁漁期間や漁獲物の体長制限を定めています。さらに、志摩市和具などでは、漁業者自らも休漁日を設定するなど自主的な資源管理に取り組んでいます。

また、世界で初めて卵から稚エビまでの飼育に成功した県水産研究所では、放流用稚エビの大量生産技術の開発を行っており、その水準は世界のトップレベルです。

2 課 題

今漁期のイセエビ漁では、平成25年10月の台風により全国的に出漁日が減少して漁獲量が減少したことに加えて、11月頃には、食材の不適正表示事案によって、国内産イセエビに対する需要が高まりました。このため、11月から12月の県内产地市場における価格が高騰したため（図2）、漁業者からは密漁の発生を懸念する声が多くなっています。

一方、イセエビを将来にわたって安定供給するためには、漁期終了後に産卵するイセエビを残しながら漁獲することが求められ、漁業者による自主的な資源管理に取り組む地域を増やすことが必要です。

イセエビを放流するための技術開発では、卵から稚エビまでの期間が約1年と長いうえに、繊細な形態のため（図3）病気が発生しやすく、抗生素を使用しても卵から稚エビまでの生残率が10%以下と低いことが課題でした。また、薬事法の規定により、抗生素を使用したイセエビは食用にできないため、抗生素を使用した稚エビが放流できないことも課題の一つです。さらに、餌に用いるプランクトンの培養に労力を要することなども大量生産を阻害する要因となっています。

3 取組状況

（1）密漁対策

県は、漁業取締船によるイセエビ漁場での夜間巡視を行い、密漁の防止に努めています。価格が高騰した平成25年12月には、イセエビの好漁場である鳥羽市沿岸並びに熊野市沿岸の夜間巡視を強化しました。

（2）資源管理の自主的な取組

志摩市和具、大紀町錦、紀北町海野のイセエビ刺し網漁業者は、毎月5日間の自主的な休漁日を設定しています。また、和具では100g以下の再放流を申し合わせており、これらの取組が確実に実行されています（表1）。

(3) 種苗生産研究

水産研究所では、イセエビの飼育に用いる水槽として太鼓型水槽を取り入れた(図4)結果、飼育条件が大幅に改善し、平成24年度ふ化群では稚エビまでの生残率が30%～40%に高まりました。さらに、平成25年度には抗生素を使用しない飼育にも目処が立ちました。また、イセエビ幼生用人工飼料の開発にも成功しました。

4 今後の取組について

本県のイセエビを将来にわたって安定して供給していくため、引き続き密漁対策を行うと共に、漁業者が自主的に実施する資源管理の重要性について啓発をすすめ、取組地区の拡大へとつなげていきます。

水産研究所は、稚エビの大量生産に向け、人工飼料の栄養強化や飼育装置の大型化などの取組を進め、平成27年度には数十個体レベルでの試験的放流を実施し、自然環境下での稚エビの行動やその後の成長を調査することで、放流した稚エビが天然漁場に定着し生存していくことを確認していきます。

9 漁師塾の取組状況について

1 現状と課題

昭和 63 年に 19,809 人であった県内漁業就業者数は、平成 20 年には、9,947 人となっており、平均すると年間 500 人規模で減少しています。一方、漁業への新規就業者数は、過去 5 年間の平均では、年間 42.4 人であり、うち 47% を非漁家や県外からの就業者が占めていることから、就業希望者が漁村に定着し、生活基盤を築いていくける仕組みを構築することが重要な課題となっています。

そこで、若者などの漁業への就業・定着を促進するため、平成 24 年度から漁協が取り組む人材育成や就業・定着支援を行う新たな仕組みづくり（漁師塾）を、県と漁連が支援し、拠点モデルの構築をめざしています。

2 取組状況

県は、平成 24 年度からこれまでに、三重外湾漁業協同組合の畔志賀（あしか）漁師塾、尾鷲漁業協同組合の早田（はいだ）漁師塾、白塚漁業協同組合の白塚漁師塾に対して、就業希望者が円滑に就業し漁村に定着できる受入の仕組みづくりのための経費の一部補助や水産業普及指導員による座学研修への支援を実施しています。

（1）畔志賀漁師塾

平成 24 年度は、志摩市の大王町畔名（あぜな）地区、阿児町志島（しじま）地区および阿児町甲賀（こうか）地区において、20 歳代～30 歳代の研修生延べ 16 名を対象に、個人経営体として独立するため海士（海女）漁業や刺し網漁業（イセエビの漁獲）に必要な技術研修や地区での生活習慣の指導などに取り組み、2 名が志島地区に就業しました。

平成 25 年度は、前年度から研修を継続している 12 名（平成 26 年 1 月末現在）を対象に、海士（海女）漁業や刺し網漁業の漁具の取り扱いや修繕方法についての実技研修を実施するとともに、漁協系統団体の役割、海難事故の事例等に基づき漁業者が加入すべき保険等の座学研修を実施し、漁業者としての独立をめざしています。

（2）早田漁師塾

平成 24 年度は、20 歳代、30 歳代の研修生 2 名を対象に、10 月下旬から 4 週間、大型定置網漁業への雇われ就業に向けた研修や地区での生活習慣の指導に取り組み、うち 1 名が地元定置網会社に雇用されました。

平成 25 年度は、新たに 20 歳代の研修生 1 名を対象に、平成 25 年 10 月下旬から 4 週間、大型定置網漁業、刺し網漁業、釣り漁業等について研修を実施し、ロープワーク、網補修、操船、魚の捌き方などの実技研修や資源管理、市場や流通、水産業協同組合法等の座学研修を行っています。

なお、平成 25 年度研修生は、12 月から地元定置網会社の長期研修生に移行し、就業に向け準備しています。

(3) 白塚漁師塾

平成25年8月から、漁業への雇われ就業を希望する18歳の研修生1名を対象に、船びき網漁業（イカナゴ、カタクチイワシ等の漁獲）および底びき網漁業（アサリ、バカガイ等の漁獲）について、操業、水揚げ、機関および漁労機器の整備、網補修等の実技研修を実施しています。

実技研修以外にも、県内漁業の概要、共済制度、気象学、資源管理、漁場環境と基盤整備等の座学研修を実施しています。

3 今後の方針

引き続き、漁師塾への支援を実施するとともに、漁師塾の取組の中で生じた新たな課題を解決するために、就業時の経済的不安解消への対策や担い手の確保・育成に向けた市町、漁連等関係機関による協議会の設置・運営への支援を行うなど、地域ごとの実情に応じて、多様な担い手が漁村に定着し、生活基盤を築けるよう取り組んでまいります。

10 包括外部監査結果に対する対応

1 平成25年度包括外部監査結果に対する対応方針について

(1) 包括外部監査の実施

地方自治法252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査が実施されました。

(2) 実施テーマ

防災・減災等事業に関する事務の執行について

(3) 監査の視点

- ① 防災・減災等事業に関する事務の執行の合規性
- ② 防災・減災等事業に関する事務の有効性・効率性・経済性

(4) 監査結果概要

農林水産部関係は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業である9事業を所管する所属が監査を受け、次のとおり結果1件、意見4件がありました。

(注) 【結果】関連法令や条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

【意見】監査人としての主観的な判断で意見を述べたもの

【農林水産部構成事業】 (千円)

	担当課名	構成事業名	結果意見	H24当初予算額
(1)-1	農業基盤	海岸保全施設整備事業	①意見	42,660
(1)-2	水産基盤	県営漁港海岸保全事業	④意見	285,275
(1)-3	水産基盤	市町営漁港海岸保全防災・減災対策プログラム事業	④意見	49,000
(1)-4	水産基盤	市町営漁港海岸保全事業	④意見	87,862
(2)	農業基盤	ふるさと農道緊急整備事業（緊急避難路）	②結果	329,260
(3)	治山林道	沿岸地域避難路等緊急整備治山事業	③意見	273,000
(4)	水産基盤	県営緊急津波対策海岸保全事業	④意見 ⑤意見	378,000
(5)-1	水産基盤	県営地域水産物供給基盤整備事業	④意見	157,500
(5)-2	水産基盤	市町営農山漁村地域整備事業（水産基盤整備）	④意見	87,500
プロジェクト 計 9事業				1,690,057

① 海岸保全整備事業における整備計画について【意見】

今後、どの海岸保全施設を優先的に整備していくべきかについて適切に判断できるように、早急に農地海岸堤防の現状調査を進める必要がある。そして、大規模地震や津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる箇所を優先的に整備できるように、市町と協議しながら県が主導して進めていくことが望まれる。

○該当所属：農業基盤整備課（伊勢農林水産事務所）

② ふるさと農道緊急整備事業における工事打合簿について【結果】

工事打合簿は三重県公共工事共通仕様書に定められている書類であり、受注者と県の監督員との間で協議内容等を記載するものであるが、変更契約を取り交わした内容に関する工事打合簿が確認できないものが1件あった。

○該当所属：農業基盤整備課（伊勢農林水産事務所）

③ 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について【意見】

工事施工箇所のうち1箇所について、避難路として使用しているが斜面対策が施されていない箇所があった。今後も市町と連携、協議しながら土地所有者及び近隣住民の理解を得て、早急に斜面対策を進めていくことが望まれる。

○該当所属：治山林道課（伊勢農林水産事務所）

④ 漁港海岸事業における整備計画について【意見】

今後、国の検討結果や県の地震被害想定調査結果に基づいて、県内の漁港海岸についても整備の方針が再検討されることが見込まれる。そのため、新たな防災減災対策に基づき、各管理者が堤防の状況を把握し、その結果について県と市町が情報共有や協力するなど、早期に効果が発現できる施設を優先的に選定できるような体制を強化することが望まれる。

○該当所属：水産基盤整備課

⑤ 県営緊急津波対策海岸保全事業における指名競争入札について【意見】

当該委託契約に係る指名競争入札は、競争入札審査会で決定していることを確認したが、当該要綱で考慮すべきとされている業者の手持ち工事の状況について、指名理由調書において考慮したことが記載されていなかった。今後は、最終的にどのような過程で指名しているかについて、指名理由調書に適正に記載するよう努められたい。

○該当所属：水産基盤整備課（伊勢農林水産事務所）

(5) 対応方針

包括外部監査において、指摘等がありましたことについては、別添資料のとおりです。今後、各所属において、対応方針に沿った事務処理を進めていきます。

2 平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果について

「公有財産の管理に関する事務の執行について」をテーマに包括外部監査が実施され、農林水産部関係は、公有財産を所管する所属が監査を受け、次のとおり結果1件、意見1件がありましたが、昨年度の対応方針に沿って「対応済み（1件）」、「改善に着手（1件）」しています。

なお、対応結果の詳細は別添資料のとおりです。

① 公有財産台帳への登録もれについて【結果】○対応済み

○該当所属：みどり共生推進課、水産資源課、畜産研究所、林業研究所

② 普通財産の管理課への移管について【意見】○改善に着手

○該当所属：林業研究所

1.1 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成25年11月22日～平成26年2月16日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成25年11月22日（金）
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 外8名出席
4 質問事項	1 平成25年度三重ブランド認定について 2 平成25年度三重ブランド認定更新について
5 調査審議結果	1 平成25年度三重ブランド認定について 認定申請のあった「魚介類3件、花卉1件、農産加工品1件」について書類審査（一次審査）を行いました。 2 平成25年度三重ブランド認定更新について 平成25年12月末に認定期間が終了する「真珠、伊勢えび、あわび、あのりふぐ、松阪牛、的矢かき、伊勢茶、伊賀焼」の8品目19事業者の認定更新（3年間）について審議が行われ、認定更新は妥当と判断されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	平成25年12月19日（木）
3 委員	【会長】三重大学 教授 磯部 由香 外9名出席
4 質問事項	1 米の産地偽装及び食材の不適切表示の再発防止について 2 三重県食の安全・安心確保基本方針の見直しについて
5 調査審議結果	1 米の産地偽装及び食材の不適切表示に関する経緯と再発防止に向けた取組を説明するとともに、米の産地偽装に係る関係事業者への立入検査に関する中間報告の説明を行いました。 2 三重県食の安全・安心確保基本方針の見直しに向けて、意見を聴取し、次回検討会において見直し案を検討することとなりました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	平成26年1月28日（火）
3 委員	【会長】三重大学 教授 磯部 由香 外7名出席
4 質問事項	三重県食の安全・安心確保基本方針の見直しについて
5 調査審議結果	三重県食の安全・安心確保基本方針の見直し案を提示した結果、大きな修正等はなく、了承されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成25年12月19日（木）
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川 知明 外12名
4 質問事項	南伊勢地域森林計画の樹立について
5 調査審議結果	南伊勢森林計画区の森林整備及び森林保全の目標等である南伊勢地域森林計画について、審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

2月14日の大雪による農林業被害及び対応について

農林水産部

1 被害状況について

農林業被害については、3月5日現在で被害総額が約6億8千8百万円となっています。

(1) 農林業施設 558,967千円 (323件 約14ha)

- ビニールハウス破損 241件 (棟) 約14ha 550,617千円
- 獣害防除施設 82件 0.25ha 8,350千円

【内訳】

ア 農業施設

- ① ビニールハウス破損 205件 (棟) 約13ha 517,202千円
 - 野菜：イチゴ 101件 5.38ha (伊勢市、玉城町、松阪市ほか11市町)
 - トマト 23件 1.16ha (明和町、大台町、多気町、名張市、伊勢市)
 - メロン 20件 0.50ha (明和町)
 - その他 16件 1.03ha (伊賀市、名張市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市)
- 果樹：ブドウ 5件 1.92ha (伊賀市、伊勢市、南伊勢町)
- カンキツ 2件 0.20ha (南伊勢町)
- その他 11件 1.12ha (伊勢市、玉城町、津市、松阪市)
- 花き 9件 0.38ha (伊勢市、玉城町、津市)
- 育苗施設(水稻) 18件 1.36ha (名張市、度会町、伊賀市、玉城町ほか2町)

- ② 獣害防除施設 82件 0.25ha (大台町、度会町) 8,350千円

イ 林業施設

- ・ビニールハウス破損 36件 (棟) 約1ha 33,415千円
- きのこ：しいたけ 36件 0.86ha (大台町、松阪市、大紀町、多気町ほか2市)

(2) 農林作物 129,321千円 (約14ha)

【内訳】

ア 農作物 128,071千円 (約14ha)

- 野菜：イチゴ 5.34ha (伊勢市、玉城町、松阪市ほか8市町)
- トマト 0.90ha (明和町、大台町、多気町)
- メロン 0.38ha (明和町)
- その他 4.28ha (伊勢市、松阪市、伊賀市、鈴鹿市)
- 果樹：カンキツ 0.20ha (南伊勢町)
- 花き 0.38ha (伊勢市、玉城町、志摩市)
- 樹体：ブドウ 1.90ha (伊賀市)
- ナシ 0.51ha (伊勢市、津市)
- カンキツ 0.20ha (南伊勢町)

イ 林産物 1,250千円 (0.26ha)

- きのこ：しいたけ 0.26ha (多気町、大紀町)

(3) その他 (農地被害、水産被害) 被害報告なし

2 対応状況について

(1) 応急的な対応

被害の大きい地域では、県農林水産事務所、地元JA、市町の担当者等が作業体制を組み、ハウスの陥没箇所に支柱を立てる等の応急対策を実施しました。

これにより、当面、被災した施設の7割程度で収穫を続けることが可能です。

(2) 対応状況

2月24日に農林水産省より、「今冬の豪雪による被災農業者への支援対策」が発表され、災害関連資金の無利子化、農業用ハウス等の撤去・修繕・再建及び果樹の改植への助成などの支援が決定されました。

本県として、こうした支援を被災農林業者が速やかに受けられるよう、2月25日に農林水産省に緊急要請を行ったところです。

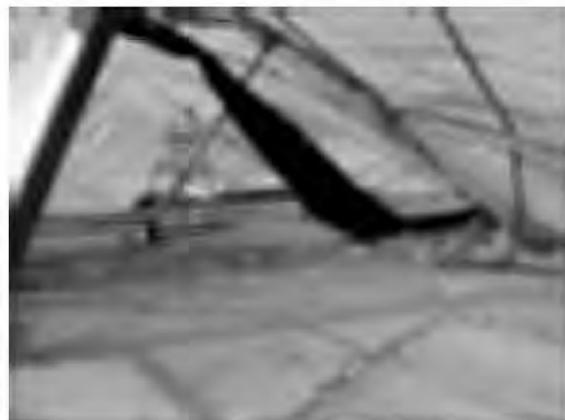
3月3日に農林水産省から農業用ハウス等の撤去・修繕・再建に対する補助率の引き上げ（10分の3→2分の1）等の追加対策が出されました。

(3) 今後の対応

今後とも、被災農林業者の経営を支え、地域の農林業を維持していくため、農業共済制度による補償に加え、国の支援対策の有効活用を進めるとともに、被害状況に応じた栽培技術指導などに取り組んでいきます。

(参考) 被害状況写真

【ビニールハウス】



育苗ハウス（度会町）



イチゴ（玉城町）



シイタケ（大台町）

国における今冬の豪雪による被災農業者への支援対策の概要について

1 災害関連資金の無利子化

農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子が貸付当初5年間無利子とされます。既に、資金を扱う日本政策金融公庫津支店等には、相談窓口が開設されています。

2 農業用ハウス等の再建・修繕への助成

農業用ハウス・棚等の再建・修繕及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費に対し助成が行われます。キノコの栽培ハウスも助成対象となっています。

(被災農業者向け経営体育成支援事業)

(1) 再建・修繕への助成 国の補助率 1／2

国の補助率がこれまでの3／10から1／2に引き上げられました。なお、国の補助残額に対して地方公共団体が補助を実施した場合、地方公共団体負担額の7割に対し特別交付税措置が講じられることとなっています。

(2) 撤去への助成 撤去費用に対する定額助成

地方公共団体が1／2相当を負担することを前提に、国が1／2相当を補助することになっています。なお、地方公共団体の負担の8割に対し、特別交付税措置が講じられることとなっています。

*これらの制度についての県の対応方針については現在検討中です。また、市町との調整を進めています。

3 共同利用施設への助成

雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備に対し優先的に支援が受けられます。(強い農業づくり交付金)

4 果樹の改植への助成

被害果樹の植え替えと共に伴う果樹棚の設置に必要な資材導入に要する経費及びこれによって生ずる未収益期間に要する経費に対し、助成が行われます。

(果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業)

5 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費に対し、助成が行われます。(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修))

6 生産資材の確保等への支援

新たに、野菜・水稻等の育苗用資材の購入費、種苗を融通するための運搬経費、撤去廃材の一時保管経費等に対し、助成が行われます。

(大豆・麦等生産体制緊急整備事業・農業用等施設資材緊急保管対策事業)

7 被災した畜産農家の経営安定

被災した酪農・肉用牛・養豚農家に対して、積立金なしでコスト割れした場合に補填金が交付されるなど、経営安定のための支援が行われます。(酪農生産基盤維持緊急支援事業・肉用牛肥育経営安定特別対策事業・養豚経営安定対策事業等)